

## 適合状況項目表

(公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設用)

名 称	
公共的施設の種類	(区分 : )

※印欄は記入しないでください

整備基準 (▲ : 整備に努める項目)	内容	協議*	検査*
<b>1 移動等円滑化経路</b>			
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を移動等円滑化経路にすること			
ア 利用居室を設ける場合 道等から利用居室（利用居室が客席等の場合は、客席等の出入口と車椅子使用者用部分までの経路を含む。）までの経路	有	無	
イ 車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室（利用居室が客席等の場合は、客席等の出入口と車椅子使用者用部分までの経路を含む。（利用居室が設けられていないときは、道等））から車椅子使用者用便房までの経路	有	無	
ウ 車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 車椅子使用者用駐車施設から利用居室（利用居室が客席等の場合は、客席等の出入口と車椅子使用者用部分までの経路を含む。（利用居室が設けられていないときは、道等））までの経路	有	無	
(2) 移動等円滑化経路上には階段又は段を設けていない。	適	否	
否の場合、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設	適	否	

## 2 敷地内の通路

### (1) 利用者の利用に供する敷地内の通路

ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否		
イ 水はけの良い仕上げ	適	否		
ウ 段の有無	有	無		
(ア) 手すりの設置	適	否		
(イ) 手すりの始終端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
(ウ) 段を容易に識別できる構造	適	否		
(エ) つまずきにくい構造	適	否		
(オ) 跡込板の設置	適	否		
エ 傾斜路の有無	有	無		
(ア) 手すりの設置 (勾配1/12以下で高さ16cm以下、又は勾配1/20以下の傾斜部分を除く。)	適	否		
(イ) 手すりの始終端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
(ウ) 前後の通路と識別しやすい構造	適	否		
オ 排水溝につえ等が落ち込まない構造の溝蓋の設置	適	否		

### (3) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路

ア 幅は、140cm以上	cm		
イ 戸の有無	有	無	
(ア) 出入口の幅は、90cm以上	cm		
(イ) 自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否	
ウ 傾斜路の有無	有	無	
(ア) 幅は、120cm以上 (段に併設する場合は、90cm以上)	cm		
(イ) 勾配は、1/12以下 (高さが16cm以下の場合は、1/8以下)	1/		
(ウ) 高さ75cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設置 (勾配が1/20を超えるものに限る。)	適	否	
(エ) 踊場には傾斜がある部分と連続した手すりの設置 (構造上やむを得ない場合を除く。)	適	否	
(オ) 両側は、転落を防ぐ構造	適	否	
(カ) 傾斜路の前後に車椅子使用者が安全に停止することができる平たんな部分を設置	適	否	
(4) 敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定が困難である場合、1の(1)のア中「道等」を「当該公共的施設の車寄せ」とする。	適用		

### 3 出入口

(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口 ((2)に該当するものを除く。)

ア 幅は、80cm以上(▲)	cm			
イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。(▲)	適	否		

(2) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口

ア 幅は、90cm以上	cm			
イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否		
ウ 戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置	適	否		
エ 戸の前後の部分(不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に点状ブロック等の設置(▲)	適	否		

### 4 廊下等

(1) 利用者の利用に供する廊下等

ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ(▲)	適	否		
イ 階段の <u>上下端</u> 、傾斜路の <u>上端</u> に近接する部分(不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に点状ブロック等を敷設(▲)	適	否		
ウ 否の場合、勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。(▲)	適	否		

(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等

ア 幅は、140cm以上(▲)	cm			
イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。(▲)	適	否		
ウ 適切に手すりを設置(入院施設がない診療所に限る。)(▲)	適	否		
手すりの始終端部に必要に応じて点字等による案内の設置(▲)	適	否		

### 5 階段

(2) 手すりの設置(踊場を含む。)	適	否		
手すりの始終端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否		
(4) 段を容易に識別できる構造	適	否		
(5) つまずきにくい構造	適	否		
(6) 段鼻に滑り止めの設置	適	否		
(7) 跡込板の設置	適	否		

(8) 階段の <u>上下端</u> に近接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設（▲）	適	否		
(9) 回り階段としない（回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合を除く。）。	適	否		

## 6 傾斜路

### （1）利用者の利用に供する傾斜路

ア	手すりの設置（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く。）	適	否		
	手すりの始終端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
イ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否		
ウ	前後の廊下等・踊場と識別しやすい構造	適	否		
エ	傾斜がある部分の <u>上端</u> に近接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設（▲）	適	否		
オ	否の場合、勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。（▲）	適	否		

### （3）移動等円滑化経路を構成する傾斜路

ア	幅は、120cm以上（階段に併設するものにあっては、90cm以上）	cm		
イ	勾配は、1/8以下	1/		
ウ	高さ75cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設置 踊場には傾斜がある部分と連続した手すりの設置（構造上やむを得ない場合を除く。）	適	否	
エ	両側は、転落を防ぐ構造	適	否	
オ	傾斜路の前後に車椅子使用者が安全に停止することができる平たんな部分を設置	適	否	

## 7 エレベーターその他の昇降機

### （1）移動等円滑化経路を構成するエレベーター・乗降ロビー

ア	籠は、利用居室、ベビーチェアを設けた便房、車椅子使用者用駐車施設、乳幼児等用施設がある階・地上階に停止（▲）	適	否		
イ	籠・昇降路の出入口の幅は、それぞれ80cm以上（▲）	cm			
ウ	籠の奥行きは、135cm以上（▲）	奥行き	cm		
エ	籠の幅は、140cm以上（▲）	幅	cm		
	否の場合、籠の奥行き152cm以上・幅105cm以上（▲）	奥行き	cm		
		幅	cm		

オ 乗降ロビーの幅・奥行きは、それぞれ150cm以上(▲)	幅	cm		
	奥行き	cm		
カ 籠内・乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置(▲)	適	否		
キ 籠内に、籠の停止予定階・籠の現在位置を表示する装置の設置(▲)	適	否		
ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置(▲)	適	否		
ケ 籠内に、戸の開閉等出入口の状況を確認することができる鏡の設置(▲)	適	否		
コ 籠内の左右両面の側板に、手すりを設置(▲)	適	否		
サ 籠内に、到着階・戸の開閉を音声により知らせる装置の設置(▲)	適	否		
シ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置(▲)	適	否		
セ 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター・乗降ロビー				
(ア) 籠内・乗降ロビーの制御装置に、点字等による案内の設置(▲)	適	否		
(イ) 乗降ロビーの制御装置に近接する廊下等(不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に点状ブロック等を敷設(▲)	適	否		
(3) 車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置	適	否		
(4) エスカレーターのくし板は、ステップ部と区別しやすい色(▲)	適	否		
<b>8 便所</b>				
(1) 利用者の利用に供する便所 ※別紙チェックリスト添付	適	否		
利用者の利用に供する階の階数		階		
便所設置階から除外する階の階数		階		
利用者の利用に供する便所の数		箇所		
偏りなく配置	適	否		
(2) 利用者の利用に供する便所の床面は、滑りにくい仕上げ	適	否		
(7) ベビーチェアを設けた便所(男女の区別があるときは、それぞれ1以上)の設置	適	否		
(8) (3)又は(4)以外の便所のうち1以上(男女の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所				
ア 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否		
イ 手すり付きの腰掛式便器の設置	適	否		
ウ 円滑に利用できる構造の洗面器を設置	適	否		
エ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置式小便器等(受け口の高さ35cm以下のものに限る。)を設置	適	否		
(9) (6)から(8)に定める便所・便房は次に定める構造				

ア 便所・便房の出入口の幅は、それぞれ80cm以上(▲)	便所	cm		
	便房	cm		
イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保(▲)	適	否		
(10) (3)から(8)に定める便所の出入口に点字等による案内の設置(▲)	適	否		
<b>9 駐車場</b>				
総駐車施設の数		台		
(1) 車椅子使用者用駐車施設の設置 (200以下の場合は、2/100以上、200を超える場合は、1/100+2以上)		台		
(2) 車椅子使用者用駐車施設の構造				
ア 幅は、350cm以上、奥行きは500cm以上	幅	cm		
	奥行き	cm		
イ 1(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設置	適	否		
	適	否		
<b>10 レジ通路等</b>				
レジ通路等の幅は、90cm以上		cm		
<b>13 客席等及び舞台</b>				
総座席数		席		
(1) 車椅子使用者用部分の設置 (総座席数が400以下の場合は、2以上、400を超える場合は、1/200以上)		席		
ア 観覧しやすい位置に設置	適	否		
	適	否		
イ 幅90cm以上、奥行き135cm以上	適	否		
	適	否		
ウ 1以上は、幅90cm以上、奥行き140cm以上(▲)	適	否		
	適	否		
エ 床は平らとし、表面は滑りにくい仕上げ	適	否		
	適	否		
(2) 高齢者、障害者等が客席等又は舞台袖口から舞台に上がることができる経路をそれぞれ1以上確保	適	否		
<b>14 標識</b>				
次に掲げる設備・施設の付近に標識を設置				
エレベーターその他の昇降機(▲) ベビーチェアを設けた便房(▲) 車椅子使用者用駐車施設(▲) 乳幼児等用施設(▲)	適	否		
	適	否		
	適	否		
	適	否		

(1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設置(▲)	適	否		
(2) 標識に表示すべき内容は容易に識別できるもの(▲)	適	否		

15 案内設備				
(1) 案内板その他の設備の設置(▲)	適	否		
ア 高齢者、障害者等が見やすく、分かりやすい案内設備の設置（配置を容易に視認できる場合を除く。）(▲)	適	否		
イ 点字等による表示(▲)	適	否		
(2) 案内所の設置(▲)	有	無		
16 案内設備までの経路（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）				
(2) 道等から案内設備又は案内所までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路に整備(▲)	適	否		
(3) 視覚障害者移動等円滑化経路の構造(▲)	適	否		
ア 線状・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（進行方向を変更する必要が無い風除室内を除く。）(▲)	適	否		
イ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路のうち次に掲げる部分には点状ブロック等を敷設				
(ア) 車路に近接する部分(▲)	適	否		
(イ) 段の <u>上下端</u> に近接する部分(▲)	適	否		
(ウ) 傾斜がある部分の <u>上端</u> に近接する部分(▲)	適	否		
否の場合、以下のいずれかに該当				
勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜である。(▲)	適	否		
傾斜がある部分と連続して手すりを設けた踊場(▲)	適	否		
17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備				
(3) 客席に、難聴者の聴力を補う設備を設置(▲)	適	否		
18 カウンター及び記載台				
(1) 高さは70cm程度(▲)	cm			
(2) 下部に、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設置(▲)	適	否		
19 乳幼児等用設備				
(1) 授乳ができる設備・おむつ交換ができる設備を4の(2)に定める廊下に面して設置(▲)	適	否		
出入口の幅は80cm以上(▲)	cm			